

第20回 高松市新型コロナウイルス対策本部会議

日 時 令和3年4月1日(木)
午後4時30分から
場 所 防災合同庁舎 301会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 香川県の感染拡大防止対策期における対策について

(2) 市内における感染者の状況等について

3 周知事項

(1) 学校における対応について

(2) 新型コロナワクチン接種券の発送状況について

(3) 本市職員の感染防止の徹底について

4 閉 会

《議題 1》

資料①

第45回 香川県新型コロナウイルス対策本部会議
資料抜粋（令和3年3月31日開催）

香川県の現状

直近1週間の 累積新規感染者数	先週1週間の 累積新規感染者数
60人	7人

3月 累積新規感染者数 (3月30日現在)	2月 累積新規感染者数
86人	95人

指 標	3月30日現在	(参考) 国分科会提言 (R2&7) における指標及び目安	
		ステージⅢ	ステージⅣ
①直近1週間の累積新規感染者数 (対人口10万人)	10万人当たり 6.3人 <直近1週間(3.24~3.30) 60人>	1週間10万人当たり 15人以上	1週間10万人当たり 25人以上
②感染経路不明者数の割合	30.0% <①の60人のうち感染経路不明は18人>	50%以上	
③直近1週間と先週1週間の比較	8.6 <先週1週間(3.17~3.23) 7人>	1を超える	
④病床のひっ迫具合 (病床全体)	10.0% <入院患者21人 / 病床209床>	20%以上	50%以上
〃 (うち重症者用病床)	0.0% <重症患者0人 / 病床26床>	20%以上	50%以上
⑤療養者数 (対人口10万人)	10万人当たり 6.9人 <66人 [入院21、宿泊療養等45]>	10万人当たり 15人以上	10万人当たり 25人以上
⑥直近1週間のPCR陽性率	3.0% <陽性60人 / 検査数2024人>	10%以上	

感染拡大防止対策期における対策（４月１日以降）について

令和３年３月３１日

○対策期間：４月１日（木）～４月２１日（水）

１．県民への協力要請等（法第２４条第９項）

（１）外出について

- 県内における不要不急の外出については、慎重に検討するよう協力要請
 - 他の都道府県との不要不急の往来については、慎重に検討するよう協力要請
また、新規感染者数が１５人以上/人口１０万人/週の地域にあっては、特に慎重に検討するよう協力要請
 - 県外に移動した場合、帰県後１４日間は行動記録を取るよう協力要請
 - 外出する場合は、適切な感染防止対策を徹底して行動するよう協力要請
別添１（省略）：気をつけていただきたいこと
 - 発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控えるよう協力要請
 - 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えることを協力要請
別添２（省略）：業種別ガイドライン
 - 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（ＣＯＣＯＡ）」を積極的にインストールするよう協力要請
 - 施設や店舗等の利用、イベント参加の際、県が導入したＬＩＮＥアプリ「かがわコロナお知らせシステム」（注）を積極的に利用することを協力要請
別添３（省略）：かがわコロナお知らせシステム
- ※ただし、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出の自粛に関して速やかに必要な協力要請等を行う。

（２）新しい生活様式の徹底について

- 「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底することを協力要請
別添４（省略）：「人の接触を８割減らす１０のポイント」
（令和２年４月２２日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
- 別添５**（省略）：「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」
（令和２年５月４日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議、一部改正）
- 大人数での会食や飲み会を避けること、大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛することについて協力要請
- 会食をする際には、座席間隔の確保や換気などの三密回避を徹底するよう協力要請
- 感染リスクが高まる「５つの場面」に留意し、そうした場面での会食については、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を行うよう協力要請
別添６（省略）：感染リスクが高まる「５つの場面」及び感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫（令和２年１０月２３日、新型コロナウイルス感染症対策分科会）

２．事業者への協力要請等（法第２４条第９項）

- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策の徹底を図ることを協力要請
別添２（再掲）：業種別ガイドライン

別添 7 (省略) : 今後における適切な感染防止対策

別添 8 (省略) : 飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」

○適切な感染防止対策を講じた上で、LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」(注)を積極的に導入・様式掲示するなど、感染防止対策を徹底していることを示す様式を掲示することを協力要請

別添 3 (再掲) : かがわコロナお知らせシステム

別添 9 (省略) : 掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」

○在宅勤務(テレワーク)、オンライン会議などの積極的な活用により、出勤者数の低減に取り組むことを協力要請。特に、この期間は集中的に協力要請

○出勤した場合には、座席間の間隔を取ることや従業員の執務オフィスの分散を促すことを協力要請

○時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等、人との接触を低減する取組みを推進することを協力要請

○事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力することを協力要請

○医療機関及び高齢者施設等の設置者において、以下の取組みを実施するよう協力要請

・従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けること

・症状がなくても患者や利用者とは接する際にはマスクを着用すること

・手洗い・手指消毒を徹底すること

・パソコンやエレベーターのボタン等複数の従事者が共有するものは定期的に消毒すること

・食堂や詰め所でマスクを外して飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つこと

・日々の体調を把握して症状があれば早めの受診をすること

○介護施設等の設置者に対し、県及び高松市が当該施設従事者を対象に緊急に実施する一斉検査の受検に協力することを協力要請

3. 催物(イベント等)の開催(法第24条第9項)

○催物(イベント等)の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を講じることを協力要請
協力要請に応じていただくことを前提にして、国の基本的対処方針等を踏まえ、催物(イベント等)の開催制限の段階的緩和の当面の方針に沿った参加人数等での開催を可能とする。

別添 10 (省略) : 催物(イベント等)の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

別添 11 (省略) : 催物(イベント等)の開催にあたっての留意事項について

4. 県有施設等における対応

○適切な感染防止対策を講じた上で、開館

5. 県の対応

○感染事例に関する疫学的調査を積極的に進める。

○PCR検査の充実強化を図る。

○県の新型コロナウイルス感染症対策予算を速やかに執行する。

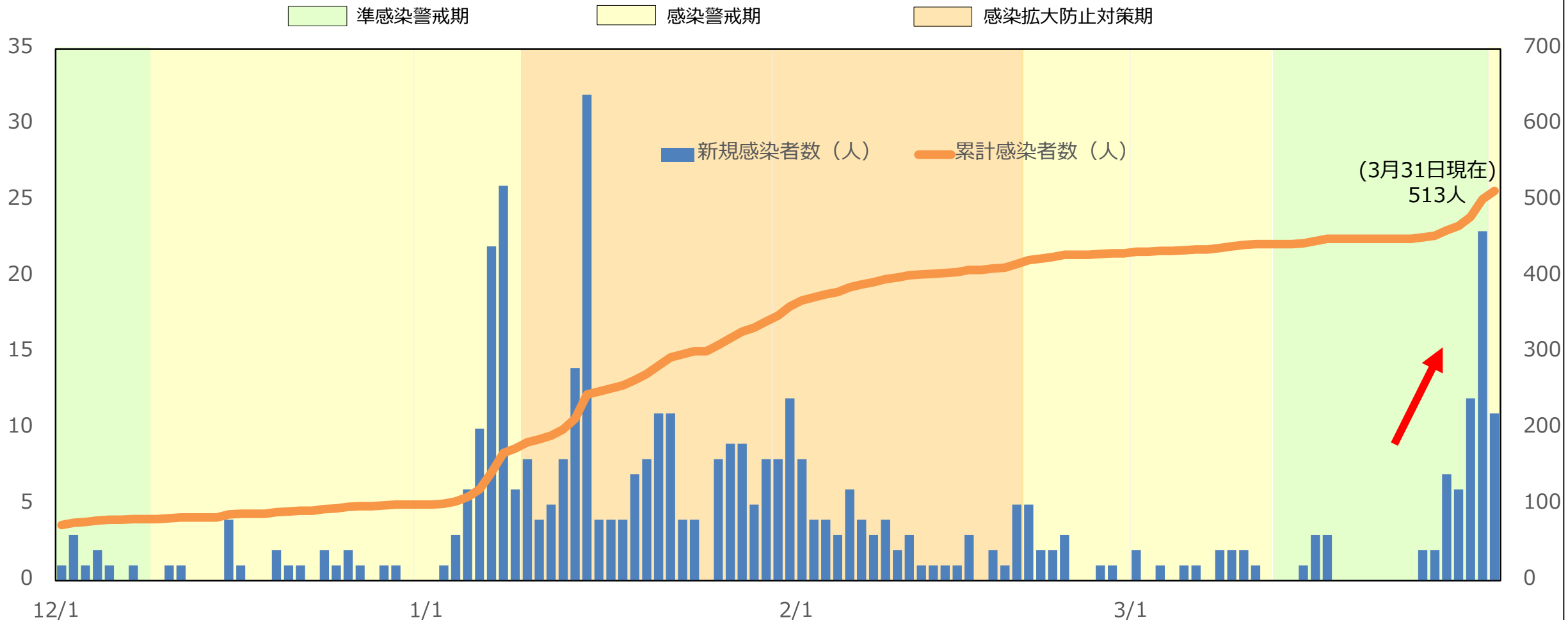
○ワクチン接種の円滑な実施に向けて、各市町、医療機関、関係団体等と緊密に連携して取り組む。

(注) LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」は現在、一時利用を停止しています。

		(1) 感染予防対策期	(2) 準感染警戒期	(3) 感染警戒期	(4) 感染拡大防止対策期	(5) 感染拡大防止集中対策期	(6) 緊急事態対策期
県内の感染状況		感染者が確認されていないか、抑制できている状態	一定数の感染者が確認されている状態	一定の感染者が確認されており、感染者が拡大する恐れがある状態	感染者が拡大している状態	感染者が急増している状態	爆発的な感染の拡大が続いている状態（国の緊急事態宣言の対象区域に指定されることを想定）
移行基準	①直近1週間の累積新規感染者数 （直近1週間の人口10万人当たりの累積新規感染者数）	—	5人程度以上 （0.5人以上）	24人程度以上 （2.5人以上）	48人程度以上 （5人以上）	96人程度以上 （10人以上）	239人程度以上 （25人以上）
	②感染経路不明者数の割合	—	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上
	③直近1週間と先週1週間の比較	—	—	—	—	直近1週間が先週1週間より多い	直近1週間が先週1週間より多い
	④病床のひっ迫具合（病床全体）	—	—	—	—	最大確保病床の占有率1/5以上又は現時点の確保病床の占有率1/4以上	最大確保病床の占有率1/2以上
	⑤療養者数 （人口10万人当たりの全療養者数※） ※入院者、自宅・宿泊療養者等を合わせた数	—	—	—	—	最大確保病床の占有率1/5以上又は現時点の確保病床の占有率1/4以上	最大確保病床の占有率1/2以上
	⑥直近1週間のPCR陽性率	—	—	—	—	10%以上	10%以上
解除の判断基準		—	解除にあたっては、新しい対策期に入ってから、一定期間（少なくとも2週間）経過後、新規感染者が減少傾向になっている状態で、①～⑥の指標等を踏まえ総合的に判断				
○各対策期への移行に当たっては、医療提供体制、監視体制（検査・相談等の件数）、クラスター発生状況、他都道府県の発生状況などを総合的に判断。また、警戒を強める際は、感染の傾向、濃厚接触者の状況、感染地域の状況等を踏まえ、移行基準より早めの移行も検討 ○県独自の「感染警戒宣言」、「緊急事態宣言」は、感染状況等に応じて適時に発出を検討 ○国から特措法に基づく新たな考え方が示された場合には改訂を検討							
共通事項（※1）		3密の回避やマスクの着用など「新しい生活様式」の実践、「かがわコロナお知らせシステム」・「接触確認アプリ（COCOA）」のインストール・積極的活用					
対応方針	県民への要請等	【法に基づかない協力依頼】 ①不要不急の感染拡大地域への移動は慎重に検討 ②発熱の症状がある場合は、外出を控える ③「業種別ガイドライン」等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控える	① の 対 策 の 徹 底	【法 24⑨による要請】 ・(1)の対策の徹底に加え、国のステージⅢに相当する感染拡大地域への不要不急の移動については、特に慎重に検討	【法 24⑩による要請】 ・(1)②③の対策の徹底に加え、不要不急の外出・移動は、県内外を問わず慎重に検討。国のステージⅢに相当する感染拡大地域への不要不急の移動については、特に慎重に検討	【法 24⑨又は法 31の6②による要請】 ・(4)の対策に加え、他都道府県の感染状況等も踏まえ、県外への移動自粛の要請を検討 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、時短要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう要請することを検討	【法 24⑨又は法 45①による要請】 ・県内での外出自粛の要請を検討 ・県外への移動自粛の要請を検討 ・「緊急事態宣言対象区域」となった場合には、「緊急事態措置」として、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛（特に夜間の自粛の徹底）について要請を検討
	事業者への要請等	【法に基づかない協力依頼】 ・「業種別ガイドライン」等の徹底、遵守様式の掲示 ・在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議、時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による通勤の推進 ・座席間確保や執務オフィスの分散		【法 24⑨による要請】 ・(1)の対策の強力な推進	【法 24⑩による要請】 ・(3)の対策に加え、飲食店に対する時短要請を検討	【法 24⑨又は法 31の6①による要請】 ・(4)の対策のほか、 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、飲食店に対する時短要請を検討	【法 24⑨又は法 45②による要請】 ・(4)の対策のほか、 ・「緊急事態宣言対象区域」となった場合には、「緊急事態措置」として、飲食店に対する時短要請を検討
	イベント等の開催（※3）	【法に基づかない協力依頼】 ・「催物（イベント等）の開催に当たっての留意事項」や「新しい生活様式」、「業種別ガイドライン」等に基づく適切な感染防止対策の徹底を前提に開催		【法 24⑨による要請】 ・(1)の対策と同様	【法 24⑩による要請】 ・(1)の対策と同様	【法 24⑨又は法 31の6①による要請】 ・(1)の対策に加え、 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、国の方針を踏まえた規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を検討	【法 24⑨又は法 45②による要請】 ・(1)の対策に加え、 ・「緊急事態宣言対象区域」となった場合には、「緊急事態措置」として、国の方針を踏まえた規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を検討
	県有施設等における対応	・適切な感染防止対策を講じた上で開館		・(1)の対策と同様	・(1)の対策と同様	・(1)の対策に加え、 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、時短を検討	・(1)の対策に加え、 ・「緊急事態宣言対象区域」となった場合には、「緊急事態措置」として、時短を検討
○各対策期における措置の実施の要否に当たっては、医療提供体制、監視体制（検査・相談等の件数）、クラスター発生状況、他都道府県の発生状況などを総合的に判断。また、対策期ごとに上記以外の対策を講じることも想定 ※1 対策期に応じて、特措法による要請の適用 ※2 休業等を要請する「感染拡大につながる恐れのある施設」については、県内の感染事例や国の基本的対処方針等を考慮して判断 ※3 イベント等の開催については、国の基本的対処方針等を踏まえ、屋内外の別を考慮して、参加人数のほか、施設の収容定員に対する参加人数の比率等を総合的に判断 ○他の都道府県において国の緊急事態宣言が発出された場合は、基本的対処方針や緊急事態宣言対象区域における対策等を踏まえ、本県の対応を検討							

○市内における感染者の推移

- ・1月には高齢者施設や小学校でクラスターが発生するなど、感染者が急増したが、2月に入り、減少傾向となった。
- ・3月に入り、散発的に感染者が確認される状態が続き、中旬以降には感染者が確認されない日（3/18～3/24）が続いた。しかし、27日以降、再び感染者が増加傾向となっており、感染の再拡大が懸念されている。



各高松市立小学校長 殿
各高松市立中学校長 殿
高松第一高等学校長 殿

高松市教育委員会
教育長 藤本 泰雄
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策に係る
令和3年度の開始に向けての留意点について (依頼)

貴職をはじめ、教職員の皆さんの配慮と尽力のお陰で、本市立学校の児童生徒及び教職員については大きな事故等の報告もなく令和2年度を終えられることに感謝いたします。

さて、新型コロナウイルス感染症については、人の往来が多くなる年度末・年度初めの感染拡大を、以前から十分に警戒していただいていたところですが、本市においては、10歳代学生あるいは、未就学児ではありますが、10歳未満といった子どもの感染も報告されているところでもあります。

3月31日には香川県の警戒レベルが「準感染警戒期」から「感染警戒期」へ引き上げられたところではありますが、さらに、近日中に、もう一段階の引き上げが予定されているとの情報がありました。

については、児童生徒・教職員の全員が、安心安全な新学期を迎えるためにも、4月1日の職員会議等において、下記に示す内容を教職員に周知いただき、引き続き感染防止対策の徹底をお願いします。

記

第1学期開始に際して

- 教職員と児童生徒が全員そろって新しい年度をスタートできるよう、登校時の検温や健康状態の把握、換気、手洗い、消毒や三密を防ぐことなど、校内での感染防止対策を再確認するとともに、緊張感をもって児童生徒の受け入れ準備を進めること。

感染症予防対策等について

- 児童生徒本人のみならず、同居の家族に風邪症状が見られるときは、児童生徒本人の出席を見合わせる事、そして、その場合は欠席とせず、出席停止とすることを保護者に周知すること。
- 児童生徒を取り巻くすべての人たちが、県内外を問わず不要不急の外出については慎重に検討すること。また、外出する必要がある場合には、適切な感染防止対策を徹底して行動するとともに、発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控えること。
- 家庭に対しても感染拡大防止に対する協力を呼びかけ、最新の情報を随時提供すること。

ICT環境の整備について

- GIGAスクール構想により整備した1人1台端末などのICT環境を最大限活用し、学習の充実を図るとともに、非常時の際にも備えるために、次の運用を開始すること。
 - ①始業式までに
 - ・GIGA端末数の調整、充電確認、各種アカウント確認を行うこと。
 - ②1学期開始後に
 - ・児童生徒がGIGA端末に自分でログインできるよう指導すること。
 - ・朝の活動等にAI型ドリル「すらら」の利用を検討し、端末の使い方に慣れるよう指導すること。

部活動について

	区 分	実施の可否
ア	県内の学校との練習試合・県内大会等への参加	○
イ	全国又は四国ブロックの競技団体、学校体育連盟、高野連等が主催する大会等への参加	
ウ	県内及び県外での宿泊を伴う活動（イを除く）	×
エ	県外での練習試合等への参加、県外からの選手・チーム・指導者等の招へい（以下、県外遠征）	

- 実施の可否については、部活動顧問のみで実施を決定するのではなく、校長が実施計画・大会要項等を十分に確認し、真に必要であるかを慎重に判断して決定すること。
- 活動時における参加者の出欠状況や健康状態の把握に努め、体調管理を徹底すること。
- 同じ部活動に所属する生徒が食事する際なども含め、部活動の内外を問わず、感染のリスクが高い活動については、慎重に検討を行い、感染症対策を徹底すること。
- 部活動の取組については、当面の間、本通知が示す対応を遵守すること。今後、対応等に変更が生じる場合は、改めて通知する。

偏見・差別等の防止について

- 新型コロナウイルス感染症に関する差別、偏見、誹謗中傷は絶対に許せないことである。感染者及び濃厚接触者等に対する差別やいじめ等が起こらないよう、引き続き、児童生徒・保護者への教育啓発を継続すること。
 - 感染・濃厚接触等での出席停止等から復帰する児童生徒に対しては、特に配慮すること。

《周知事項 2》

高松市に住民登録のある方へのお知らせです

75歳以上の方に、新型コロナワクチン接種券を発送します。



発送日 3月31日(水) | 予約開始日 4月5日(月) | 接種可能日 4月19日(月)の週～

対象者は75歳以上
昭和22年4月1日以前生まれの方。

協力医療機関のみ
接種券同封のリストで医療機関をご確認ください。

集団接種は5月以降
しばらくの間、集団接種の予約受付はできません。

※ワクチンの供給量が非常に限られていますので、予約から接種までに、かなりの日数を要することがあります。

接種までの流れ

接種券が届く

- 接種券・予診票(1回目接種用)・接種についてのお知らせ・協力医療機関一覧表を送付します。



医療機関に予約する

- 協力医療機関ごとに予約方法、接種可能日時等が違います。まずは電話で確認してください。
- ワクチン供給量が少ないため、当面は予約受付ができない医療機関もあります。



接種する

- 次の①～③を持参してください。
 - ①接種券
 - ②予診票(事前に記入してください)
 - ③本人確認書類(保険証・免許証等)
- 2回目の接種日を予約してください。



注意事項

- 75歳以上の方で、高松市に住民登録がなく、高松市内で接種を希望する場合は、本市コールセンターにお問い合わせください。
- 65歳以上74歳以下の方には、4月下旬以降に接種券を発送します。

お問い合わせ

接種券の再発行、集団接種(開設未定)の予約

高松市新型コロナワクチン接種コールセンター

tel.087-887-7547
受付:毎日(土・日・祝日を含む)午前9時～午後6時

副反応、医学的な専門相談

香川県新型コロナワクチン専門相談コールセンター

tel.0570-009-550
受付:毎日(土・日・祝日を含む)午前9時～午後5時

ワクチン施策の在り方

厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター

tel.0120-761770
受付:毎日(土・日・祝日を含む)午前9時～午後9時

高松市ホームページ

高松市 新型コロナワクチン住民接種

検索



市民の皆様へのメッセージ

～更なる感染拡大を防ぐために（年度初めに当たって）～

令和3年4月1日

香川県では、県内での感染状況を踏まえ、3月13日から、新型コロナウイルス感染症の警戒レベルを「準感染警戒期」に引き下げましたが、3月下旬に入り、全国の感染状況と同様、新規感染者数が急激に増加し、3月31日からは「感染警戒期」に、さらに、本日から「感染拡大防止対策期」に移行することとなりました。

本市におきましても、3月27日以降、新規感染者の増加が顕著となり、予断を許さない状況となっています。

年度初めに当たっては、進学や就職などに伴う人の移動や、歓送迎会などによる会食の機会等、感染のリスクが高まる場面が増える時期となりますので、市民の皆様には、更なる感染拡大に陥らないよう、次の点に御留意いただきたいと思っております。

- 不要不急の外出については、県内外を問わず、慎重に検討してください。
- 進学や就職、転勤などの移動前後2週間は、感染リスクが高まる場面を避けてください。
- 歓送迎会などは、少人数・短時間で、感染防止対策をしっかりと行ってください。
- 「3つの密」（密閉、密集、密接）の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いの励行」など、基本的な感染防止対策を、これまで以上に徹底してください。

また、新型コロナウイルス感染症の患者さんやそのご家族、治療にあたっておられる医療従事者などに対する偏見や差別につながる行為は、絶対にやめてください。特に、個人の特定や偏見を助長するようなSNSでの発信などは、厳に慎んでいただき、人権に配慮した行動を心掛けていただくよう、併せてお願いいたします。

私たちは、今、それぞれができる最大限の感染防止対策を実践することが求められています。ご自身やご家族、大切な方、そして、地域社会を感染から守るため、引き続き、感染防止対策の徹底に、御協力をお願いいたします。

高松市長 大西 新 人